

聖籠町告示第30号

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育に欠ける児童のうち、心身に障害を有する児童の保育園における受入れを促進し、健常児と同程度の保育を実施し、当該障害児の福祉の向上を図ることを目的として、障害児保育事業を行う町内私立保育園（以下「保育園」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象保育園)

第2条 補助金の交付対象保育園は、児童福祉法第35条第4項の認可を受けた保育園で、かつ、次に掲げる全ての事項に該当する児童を現に受入れている保育園とする。

- (1) 集団保育が可能で、日々通所できる児童
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項に基づく特別児童扶養手当の支給対象になっている児童（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、前条第1号及び第2号で掲げる児童の受入れに要する保育士の人件費とする。

(補助金の算定基準)

第4条 補助金の交付額は、新潟県知事が定める特別保育事業補助金交付要綱（平成10年児第341号）に掲げる基準額とする。

(交付の条件)

第5条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした書類を、事業完了後5年間保管すること。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする保育園（以下「補助事業者」という。）は、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）により、別に定める日までに関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付するか否かを決定しなければならない。

2 町長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかに聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 補助事業者は、第6条に規定する申請書の内容に変更が生じたときは、直ちに聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更交付決定)

第9条 町長は、変更交付申請書の変更を承認するときは、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件等を変更し、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により通知しなければならない。

(否認通知)

第10条 町長は、交付申請書又は変更交付申請書を承認しないときは、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金否認通知書（別記第5号様式）により通知しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付決定、又は変更交付決定を受けた補助事業者が事業を完了したときは、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金実績報告書（別記第6号様式）を事業完了後30日以内に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金の額の確定通知書（別記第7号様式）を当該補助事業者に通知しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 偽りその他不正の手段等により補助金の交付を受けた場合、その補助金を他の用途に使用したことが明らかになった場合等、町長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式

年 月 日

聖籠町長 様

所在地
施設名
代表者名

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付申請書

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 交付申請額 円

【添付書類】

- 1 当該年度の私立保育園障害児保育促進事業計画書
- 2 特別児童扶養手当証書（写）
（所得により手当の支給を停止されている場合は支給停止通知書）
- 3 その他参考となる書類

聖籠町指令第 号
年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金等の交付条件
 - (1) 事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
 - (3) 補助金と事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした書類を、事業完了後5年間保管すること。
- 3 その他（特記事項）

年 月 日

聖籠町長 様

所在地
施設名
代表者名

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で交付決定のあった事業について、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 補助金変更交付申請額	変更前の額	金	円
	変更後の額	金	円

【添付書類】

- 1 当該年度の私立保育園障害児保育促進事業計画書（変更）
- 2 特別児童扶養手当証書（写）
（所得により手当の支給を停止されている場合は支給停止通知書）
- 3 その他参考となる書類

様

聖籠町長

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 変更内容

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円 (円の増・減)

4 補助金等の交付条件

- (1) 事業の内容を変更する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助金と事業に係る収入及び支出の関係を明らかにした書類を、事業完了後5年間保管すること。

5 その他 (特記事項)

聖籠町指令第 号
年 月 日

様

聖籠町長 印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金否認通知書

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり不交付と決定したので、
聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

1 不交付の理由

年 月 日

聖籠町長 様

所在地
施設名
代表者名

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け聖籠町指令第 号で交付決定のあった事業が完了したので、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業実績書及び収支決算書(事業計画に基づく成果)
- 2 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 3 添付書類
その他参考書類

年 月 日

様

聖籠町長

印

聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助事業実績報告書を審査した結果、内容を適当と認め、下記のとおり補助金の額を確定したので、聖籠町私立保育所障害児保育促進事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金の確定額 円
- 2 その他（特記事項）